



下野市不妊治療費助成事業



下野市では不妊治療における経済的負担を軽減するため、独自の助成事業を行います。保険適用の有無により助成の内容が異なりますので、下記をご覧ください。

対象となる治療

人工授精、生殖補助医療、生殖補助医療の一環として行った男性不妊治療、国承認の医療機関で行った先進医療（裏面 Q7 参照）

助成額

保険適用の治療	自己負担額の 10 割助成。上限 10 万円
保険適用外の治療 （保険適用の上限回数を超えて自己負担となった生殖補助医療）（裏面 Q4 参照）	自己負担額の 1/2 助成。上限 15 万円
保険診療と併用して行う先進医療	自己負担額の 1/2 助成。上限 15 万円

申請書や事業内容については
下野市ホームページを
ご確認ください



※100 円未満切り捨て。

※他自治体からの助成金や高額療養費、付加給付等は差し引きます。

対象者

- ・婚姻関係にあること（事実婚も含みます）
- ・治療開始時に妻の年齢が 43 歳未満であること（生殖補助医療のみ）
- ・申請時に夫婦どちらか一方が下野市内に引き続き 1 年以上住所を所有していること
- ・市税の滞納がないこと

申請期限 ※申請期限を過ぎてしまった場合、助成金を受け取れませんのでご注意ください。

治療が終了した年度の翌年度末まで（生殖補助医療の治療の終了日については裏面 Q6 参照）

例）令和 6（2024）年 4 月 1 日から令和 7（2025）年 3 月 31 日までに終了した治療：令和 8（2026）年 3 月 31 日（火曜日）

令和 7（2025）年 4 月 1 日から令和 8（2026）年 3 月 31 日までに終了した治療：令和 9（2027）年 3 月 31 日（水曜日）

※治療が年度をまたぐ場合は終了した日が属する年度の翌年度末が申請期限となります。

提出書類

- ・下野市不妊治療費助成金申請書（様式第 1 号）
- ・下野市不妊治療費受診等証明書（様式第 2 号）（医療機関で記入してもらってください）
- ・戸籍謄本及び現住所のわかる本人確認書類等（夫婦が別世帯の場合のみ）
- ・事実婚関係に関する申立書（様式第 3 号）（事実婚の場合のみ）
- ・領収書
- ・高額療養費や付加給付等の支給があった場合はその支給額が分かる書類

シモツケ
くらし
ウツツケ



お問い合わせ先

下野市役所 1 階 12 番
こども家庭センター
すこやか親子グループ
TEL 0285-32-8921



申請回数（1 年度に複数回治療を行った場合はまとめて申請可能です）

人工授精：1 年度 1 回、通算 5 年度まで

生殖補助医療：1 年度 1 回、1 子ごと通算 5 年度まで

男性不妊治療：生殖補助医療の助成回数内

先進医療：1 年度 1 回、通算 5 年度まで

下野市不妊治療費助成制度 Q&A

Q1 市への申請に、戸籍謄本と現住所の分かる本人確認書類が必要ですか？

A1 夫婦が同じ世帯であればどちらも必要ありません。単身赴任等で別世帯の場合はどちらも必要になります。

Q2 薬代は助成対象となりますか？

A2 不妊治療の一環として、治療をおこなっている医療機関から出された処方箋に基づく薬であれば助成対象となります。申請をする際には、処方箋を出している医療機関に、薬代を含めて証明書を作成してもらってください。

Q3 治療期間が3/15～4/20です。どちらの年度になりますか？

A3 治療が終了した日の属する年度分として取り扱いますので、4/20の属する年度分となります。なお、男性不妊治療を伴う場合、男性不妊治療が4/20以前に終了しても、一環として行われる生殖補助医療の終了日が基準となります。

Q4 保険適用外の治療にはどのようなものがありますか。

A4 先進医療および保険適用の上限回数を超えて、全額自己負担となった治療です。それ以外の保険適用外の治療は、助成の対象とはなりません。

Q5 人工授精と生殖補助医療を同年度に行った場合、どちらも申請は可能ですか。

A5 それぞれ申請可能です。

Q6 生殖補助医療の治療の区切りはどのように考えますか。

A6 採卵準備のための投薬開始（または以前に行った生殖補助医療により作られた受精胚による凍結胚移植）から妊娠等の確認に至るまでを1回の治療としています。

Q7 どの病院で治療しても助成の対象となりますか。

A7 人工授精、生殖補助医療、男性不妊治療については、不妊治療を行う保険医療機関としての指定を受けた国内の医療機関（※1）、先進医療については、先進医療実施機関として国の承認を受けた医療機関（※2）で治療を行った場合、対象となります。

Q8 年齢が43歳未満で、令和4年度までの助成事業ですでに6回申請している場合も、申請できますか。

A8 新規助成事業には、令和4年度までの助成回数は含まれないため、さらに1年度1回で5回まで申請することが可能です。

Q9 生殖補助医療とその一環として行う男性不妊治療を別の医療機関で行った場合、申請書は分けた方が良いですか。

A9 申請書は1枚になります。生殖補助医療を行った医療機関に、男性不妊治療で支払った領収書を提出し、合わせて証明を受けてください。生殖補助医療の申請を受け付けた後に、一環として行った男性不妊治療があった場合、男性不妊治療の助成が受けられない場合がございます。

※1、※2 厚生労働省のホームページにてご確認できます。

その他、ご不明な点がございましたら、下野市こども家庭センターまでお問い合わせください。